

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
195			社会福祉法、公務員法に基づき、罰則規定や義務を明確にする必要がある。
196	・医療扶助ケース ・高齢者ケース	・重複受診、頻回受診者のチェック。 ・安否確認	訴訟関係において責任の明確化。 プライバシー。業務分担。専門性と一般化の問題。
197	新規申請ケース	現在、各ケースワーカーが担当地区の相談を受けているが、委託したほうが同じ基準で相談できる。	民間委託には限らないが、不正受給防止策として生活保護受給の有無は、プライバシー保護からはずすべきである。一般的に給与や年金で生活しているが、保護受給者が贅沢な暮らしをしていると情報があっても、保護かどうか言えず聞けない。近隣のチェック機能も働かない。もちろん戸籍等のプライバシーは守るが・・・。
198			プライバシーの保護と罰則規定。
199	・介護保険、支援費制度等のサービスを利用しているケース。 ・長期入院患者、施設入所ケース。	・家庭訪問等による状況把握。 ・関係機関との連携によるサービスの調整。	
200			社協の調査権の確保、守秘義務。
201	介護保険適用者	介護サービスの利用（施設の選定及び入所調整）。	守秘義務の徹底。
202	無年金の老人であればそれほど専門性は必要ないと思うが、自立への援助であるならそれ相応の知識を持つものでないと難しいと思う。		現在の生活保護法（制度）の見直し。
203	高齢者等の介護サービス利用等の世帯。	家庭訪問等、対象ケースの生活状況の把握。	個人情報の保護と逆に、委託先の法的身分的な担保配置。
204	・新規ケース ・継続ケースの関係機関調査の必要なケース。	関係機関調査	守秘義務に関する点。
205			・個人のプライバシーの問題。 ・委託先担当者の位置付け。
206	・高齢者 ・障害者	家庭訪問による安否確認や相談に対する助言。	社会福祉法上、生活保護法上、共に個人の秘密などの情報の守秘義務について、どのように規定するのか。違反について罰則を如何に設けるか。
207			個人情報の管理。
208	・単身高齢者世帯 ・施設入所者	保護の申請。	委託先に順公務員としての守秘義務を課す法律が必要。
209			プライバシーの保護。
210	・施設入所者 ・長期入院ケース ・高齢世帯	・家庭訪問業務 ・関係機関とのサービス調整。	守秘義務

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
211	新規申請ケース	預貯金、生命保険の状況。	要するに、国が生活保護をただの金食い虫と考え、嫌な仕事は地方に押し付け、コンクリートジャングルの中で頭のいい人が考えていることを無責任に押し付ける。もう少し現場のことを考えるようなやさしい人はいませんか？
212	就労指導が必要なケース。	職安に専門知識をもつ職員が常駐し、個別に時間設定して来所してくる被保護者に、アドバイス及び面接試験へ誘導する。	専門性を向上させるべくという論法なら、専門職を正規に雇用すべき。コスト削減というのなら、企画的な部署以外は総じて委託可能である。同様の仕事をしながら給与に格差を持たせるのはよろしくない。
213			生活保護 = プライバシーだから。
214			外部委託する場合は一連の業務を全て委託する、ないしワーカーを丸ごと独立採算法人とすべきであり、その方向で法律が整備されることが必要。
215	・高齢者世帯 ・障害者世帯	・新規相談 ・申請受理 ・調査 ・家庭訪問（安否確認・話し相手等）	
216	就労支援ケース	計画を共同して立て支援する。	自治事務と委託の関係。
217	全ケース	・銀行 ・保険 ・年金調整	個人情報の保護に関する法律。
218	全ケース	文書での調査が可能なもの（預貯金、生命保険、年金、手当、検診命令、扶養義務、戸籍請求等）、レセプトの点検、整理など。	生活保護法第19条第4項、同法第20条、同法第29条について、民間委託できるように法改正を行う必要があると考える。
219			人権、プライバシー保護の問題。
220	新規申請ケース	資産調査や扶養調査、生活歴、生活実態調査等。	
221		社会適用訓練、社会的意欲の高揚（自立に向けて働きかけること）。	情報交換とプライバシーの問題。
222		委託するのであれば、全ての業務について委託しないと業務が円滑に進まないのではないか。	プライバシーの問題。利益を上げるために不要なものの切捨て、不必要な業務（保護）を行うなどの問題。
223			プライバシー保護。
224			プライバシーの保護。
225	・要介護者 ・施設入所者		国の責任の明確化。
226			守秘義務の問題。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
227	全ケース(特に新規調査での)	・家庭訪問 ・医療扶助事務	
228			生活保護法の改正または特別法の制定。特に就労支援に関わる民間委託。
229		やろうと思えば全て可能。	
230	高齢者単身世帯等	生存、安否確認等。	守秘義務の保持。
231	・高齢で特に問題のないケース。 ・新規申請ケース	・家庭訪問 ・新規の29条調査	守秘義務
232			守秘義務の問題。
233		保護事務全てについて、委託先に守秘義務を課す契約をすれば委託は可能だと思う。	実務を行う個人に、継続的に守秘義務を順守させるための具体的な仕組み作り。
234			・守秘義務 ・福祉事務所と委託先の意見が不一致の場合、福祉事務所の権限で最終的に決定が行える制度の確保。
235			生活保護制度の悪用がなく、ケースのプライバシーが守られる法整備が望ましい。
236			個人情報保護と守秘義務。
237			公務員の守秘義務適用にならないか。
238	身内が全くいないケース。	転院先の確保や介護サービスの申し込み等。	プライバシー流出をいかに防ぐか。過剰なサービスの阻止。
239	高齢世帯	家庭訪問については、我々よりもヘルパーなどの方がより緊密に対応でき、問題への対応が早いのではないかと思う。	
240		他法、他施策の活用	
241	全ケース	・資産、健康面の調査。 ・年金加入、受給の調査。 ・扶養義務者の調査。	守秘義務
242			委託先及び委託権限の範囲。個人情報漏洩防止の方法。国民の理解。
243		・資産、健康面の調査。 ・年金加入、受給の調査。 ・扶養義務者の調査。	
244	全ケース	総ての業務を委託し、管轄の地方公共団体が監査を実施し、適正化を図る。	公務員に準じた秘密保守義務、公平性の重視等の規定を設ける必要がある。
245	稼働年齢対象者のいる世帯。	福祉事務所ということで、多少甘くなってしまうところがあるので、(時間的なものとか)厳しく決まり通にしてくれそう。	

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
246	<ul style="list-style-type: none"> ・新規申請ケース ・暴力団員等の指導困難なケース。 ・稼働能力を十分活用できるケース。 	相談窓口において、生保に該当すれば受理を行い、それ以外については他法他施策等の活用について指導・援助を行う。ソーシャルワーカー等を配置し、ケースの抱える問題に対し適切な指導・援助を行う。職安などの職員を配置することで、来所時に求職活動ができ、就職による自立助長の相談・援助を行える。	プライバシーの保護の徹底。
247	全ケース	医療扶助に関する変更及び決定。	
248			個人情報の保護。
249			プライバシーの保護。高齢順守の担保。
250			福祉事務所が外部委託（民間等）に委託する範囲を具体的に示した法規（権限・委譲を明確にすること）を整備するに当たり、外部機関と調整を図ること。
251		<ul style="list-style-type: none"> ・新規相談時の対応。 ・稼働年齢層に対する就労指導（職安との連携により、継続的な指導）。 	
252	生活保護受給していることが知られることに同意しているケース。	家庭訪問により、日常生活調査、相談、悩みの吸い上げ、ケースの持つ相談、悩みの専門知識による助言、その後の関係機関のサービス調整。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先による生活保護制度悪用に対する罰則。 ・委託先の個人情報保護についての厳守を定める。
253			現在の保護基準によると、母子世帯は子どもが多いため最低生活費がものすごい額になる。母親一人が働いても、収入は最低生活費を上回ることではない。生活保護受給をせず頑張っている人が、これを聞けばどう思うか。早急に保護基準の見直しが必要。
254	全ケース		
255			公務員と同じ守秘義務が民間に課せられるか、徹底できるか心配である。
256	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 ・身障者 	継続ケースの家庭訪問、安否確認等。	個人情報の管理の徹底、金銭授受、利害関係。
257			プライバシーの保護。
258	高齢単身者世帯	訪問し生活実態を把握した上で、保護の内容に変更がある場合に限り福祉事務所に連絡する。	
259			守秘義務

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
260	全ケース	総合相談を受け、活用制度を判断。	立入調査権
261			委託先の身分をどのように保証するのか。
262	全ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・他法活用 ・助言指導 	プライバシーの保護。
263	新規申請ケース	預貯金の調査、生命保険調査、またケースの特性によりどのような他法施策が適応できるか。	プライバシー保護
264	<ul style="list-style-type: none"> ・新規申請ケース ・継続ケース 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関、生命保険等の取引状況調査。 ・金融機関調査及びサービス調整。 	
265	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護扶助を必要とするケース。 ・(一般的な)継続ケース。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病状調査、介護施設入所や在宅サービス利用にかかる相談。 ・資産調査 	個人情報の漏洩、情報公開制度。
266			<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務。違反は罰則を。 ・利益追求に走らないよう対策が必要。
267	<ul style="list-style-type: none"> ・全ケース ・稼働年齢者がいるケース。 	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金、生命保険、不動産等の徹底調査。 ・就労支援、プログラミング等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの保護。 ・権限の明確化。 ・平等公平な対応の徹底。
268	新規申請ケース	新規申請後、決定に至るまでの全ての業務。	
269	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢世帯 ・障害世帯 ・傷病世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、申請受理。 ・家庭訪問 ・関係機関とのサービス調整。 	
270	高齢者で介護保険等のサービスを受けているか、受ける可能性のありそうなケース。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・関係機関調査 ・関係機関とのサービス調整。 	プライバシーや人権保護と、きめ細かいサービスについて、法律上の境界線が非常に微妙な点がある。
271	新規申請ケース	金融機関の預貯金残高と生命保険の加入の有無についての調査。(ただし扶養義務者に対する扶養の可否の調査は、委託しない方がよいと思う。)	情報漏洩に関する罰則を伴った法律が必要。
272	新規申請の全ケース。	法29条に基づく調査。	
273	<ul style="list-style-type: none"> ・母子世帯(特に思う) ・全般に必要 	女性CWがないので、女性の立場からみた相談業務も必要と思う。	情報が漏れないなど、徹底した管理が必要。
274			個人情報の保護。
275		<ul style="list-style-type: none"> ・入退院、入退所に係る手続き。 ・疾病(精神含む)で在宅のケースへの同行訪問、指導。 ・医療扶助のデータ入力等。 	個人情報の取り扱い面で心配あり。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
276			個人情報の保護を徹底する必要がある。近年民間からの顧客個人データの流出事件が増加しており、金銭目的で情報が内部から流出するようなことは、この業務の性質上絶対にあってはならないと思われるため。効率化、採算性ばかりを重点におくことがあってはならない。
277	・稼動年齢層における就労支援が必要なケース。 ・新規調査ケース	・就労先の開拓、斡旋業務。 ・新規の際の預貯金、生命保険の調査書配送、取りまとめ、他方活用（社会保険関係、年金等）調査や病状調査等、専門職への委託。	個人情報の保護。
278	・高齢者世帯 ・障害者世帯（安定した状態の場合）	求職者への支援活動。生保受給者に限らず、相談者に対し定期的な訪問、支援費、介護保険を利用しての生活維持。	守秘義務の取り扱いと罰則。
279			情報公開条例やプライバシーの侵害。
280	・知的障害者 ・精神障害者	支援のコーディネーターあるいはケアマネージャー的役割を行う。（事前の相談援助も含む→行政は新規調査と決定、変更のみ。）	
281	就労可能ケース	求職支援業務	
282		・預貯金、保険調査。 ・扶養義務者の所在、有無調査。	民間委託と共に、事務の所管は最も住民に近く横の連携の取りやすい市町村が実施主体となるべきと考える。
283			生活保護法第20条、現在は行政庁にのみ委任できる。
284			個人の情報。プライバシーの確保。
285			守秘義務
286	・新規申請ケース ・未就学ケース ・介護ケース ・継続ケース	・新・継ケースの扶養義務者、預金、保険、資産調査。 ・就労指導	
287	新規調査	関係機関への各種調査書送付、受理等。	民間委託職員の職権の範囲。（委託されても、問題ケースについては最終的に行政側の責任になってしまうような気がするので、指導権限を強力にしておいたほうがいいと思う。）
288			守秘義務の徹底。
289			委託者（業者）では何等かの資格保有、経験とか認可制にして、定期的に外部のチェック機能が働くようにしてみたらどうか。

	問15 (対象ケース)	問15 (委託業務の内容)	問17 (委託の法制度課題)
290			個人情報の漏れ。
291	<ul style="list-style-type: none"> ・継続ケース ・新規申請ケース、相談者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検業務 ・医療券・介護券発行及び端末入力事務（既に導入）。 ・新規調査時の関係機関調査事務。 ・新規申請前の相談業務。 	
292	稼働年齢層を除く世帯で高齢者世帯等、問題が複雑ではないケース。	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病調査 ・金融機関調査 ・扶養義務調査などの新規調査で、あまり熟練を要しない業務。 	委託期間を終えた後でも守秘義務を守る必要がある。調査権限を悪用されることもあり得る。
293			守秘義務の徹底。
294			プライバシー保護、守秘義務。
295	全ケース	法制度上可能であれば、本法に関わる業務については、民間業者（生保、損保、銀行など）で実施した方が、シビアにできるのではないか。	

20	レセプト点検業務は外部委託しても良いと思う。生活保護世帯の保険証のようなものがあると良い。担当1人当たり50ケース程度の担当であればより充実したケースワークが展開できると思う。
21	生活保護という仕事は、世帯を支えるというとても大切な仕事であると毎日感じている。福祉を専門に勉強してきたわけではないので、まだまだ分からないことだらけではあるが、ケースと向き合うことで自分自身も様々な勉強をさせてもらっている。この仕事を辛いと思っている人が多いが、私はまわりの支えもあってか、楽しく仕事できていると思う。
22	被保護世帯の早期自立を促進させるためにも、ケースワーカーの適正数配置が必要である。多人数世帯への生活保護費支給額は、天井知らずであり上限額を定めるべきではないか。
23	・現に困窮している人が、全て同等に保護を受ける権利があるという点に大いに疑問を感じる。(好き勝手に暮らして、年金をかけていない人と一生懸命年金を払っていた人が同じでいいのか?) ・無記名のアンケートなのに、回答先が分かるよう返信用封筒に細工してあるのが気に入らない。
24	当市でも、保護世帯数が年々増加している。業務に追われると支援が不十分になり、更に保護世帯数が増加するといった悪循環につながるので、業務の効率化については視察等をして検討しているところである。いずれ、職員の配置数不足や短期間での人事異動の事務所のケースワーカーは、本当に厳しいでしょうからその点を解消すべきと思う。(長すぎるのも問題だが)
25	生活態度、習慣、性格、能力など既に確立している人たちに、どの様な処遇方針をもってしても改善はなかなか見られないのが現状である。ケースワーカーが生活保護を受けている人間の責任者と思っている関係機関がある。
26	リストラ、ホームレス、NEETとも、生計が成り立たなければ、いずれも生活保護が適用になり、生活の維持、向上のために、助言・指導を行うことになるが、いずれも処遇困難ケースになりがち。近隣の一般住民からは、「なぜ、あの世帯が・・・」と理解を得られず、周囲の就労意欲の低下が心配。
27	すべてを援助するのではなく、一部自己負担が伴うものがあるのもいいのではと思うことがある。(たとえば、外来受診のときは自己負担が伴うとか。)
28	被保護世帯の問題への対応に時間が割かれ、自立へ向けた活動への対応が遅れてしまう。現業員直接のアンケート調査結果について、是非公開してほしい。
29	国民に保障されている最低生活に疑問を感じる。権利ばかりを主張するケースも多く、職権廃止できない状況も多い。保護費の算定方法等、過剰擁護だと思う。
30	制度的に経済的な支援が主体の制度と考えられるが、ケースが困窮してしまった理由の中に、親子、夫婦、兄弟などの人間関係の悪化がそもそもの原因と思われるものが多く見受けられる。
31	全てにおいて、加算が必要なのか?国民年金だけで生活している人との公平さを考えると疑問を感じる。
32	生活保護のケースワーカーは、業務の経験蓄積を通じて援助技術やケースワーカー自身の人間性を磨いていくように思う。その過程を保証するために、適切なケース配分とスーパービジョン、グループスーパービジョンを確保していく必要がある。委託を考えるより、まず現行制度のてこいれをしたほうが実効ありと考える。
33	単純に人件費を考えれば、委託により効率化を図れると思うが、民間委託により保護支給総額は確実に上がり、効率化を吸収すると考えられる。なぜなら、生活保護業務は支給しないことより、支給するほうが楽であるという不思議な仕事であり、民間業者は必ず支給するほうを選択するからだ。では、公務員はどうなのか?身分がある程度保証されており、仕事の継続も保証されているので、良心に従い適切な選択をある程度できる。生活保護の支給は一度決定すると何十年に渡るケースがほとんどで、その額も膨大だ。その決定を少しでも適切にすることが、効率化やケースのモラル向上につながると思う。
34	現在国の施策で三位一体が出ているが、地方の財源を考えた場合、生活保護分の1/4持ち出しが、1/3になることは大変厳しいと思われる。

(3) 日頃感じている感想等

1	自立支援を中心とした制度へと変わるという情報が多いが、そのためには、現業員の質、体制の維持も合わせて考えないとプログラムはあれど生かせないこととなる。
2	保護率や世帯数が増加する一方で、道や国からは適正実施に基づいて様々な取り組みや報告物、資料提出を求められるなど、職場は毎年忙しくなっている。また現業員経験の少ない職員も増えており、この間積み重ねられてきたケースワークのよき伝統が引き継がれたのかと不安がある。
3	保護に甘えて勤労意欲を失う弊害があり、自立を目指すものになっていない。また、年金を金額担保にして保護受給するなど疑問を感じながら仕事をしている。
4	ストレスが蓄積する職務。仕事への意欲が生まれにくい。ほかに経験が生かせるか不安。専門性が培われにくい。
5	不況等の要因により保護の最低の生活費と国民の世帯収入の差がなくなり、特に母子世帯においては逆転の状況が出てきている。安易な離婚や就労意欲を失わずことにつながると考える。(最低生活費の見直しが必要。)
6	厚生労働省等、上部機関からの注文(しめつけ)が多くなって、業務量が過多となっている。
7	多人数世帯の基準額、母子加算に疑問がある。各種調査、資料の提出が多く、中には類似したものもあり、簡略化を望む。
8	ケースワーカーの若年化が問題である。人生経験が多い人の方が適していると思われる。
9	生活保護制度そのもののあり方に疑問を感じる。もう少し自己責任という考え方が必要ではないか。貧困にいたる過程を問うべきだと考える。
10	加算は全て不要。制度の抜本的改革が必要(最生活費の積み上げはやめるべき。できるならば一時金のように支給し継続した保護は行はない。)
11	事務費、人件費を増やして欲しい。
12	生活保護制度が怠惰な人間をつくっている面があることは事実である。制度を知っていれば誰も扶養援助するとは言わなくなる。新規開始する場合、保護期間を一年なら一年と限定し一年たったら全て廃止をし、どうしても必要なら再申請させるという方法をとってもいいのではないか。
13	雇用問題とも係わるが、年々被保護者が増加しているが、一旦保護開始となると就労意欲がうせるのかなかなか思うように就労指導に乗っていかないケースが多い。そういった場合など、早期の自立を目指すためにも、期限限定での保護適用が明確であれば(生活保護法内や実施要領内において明文化するなど)指導が円滑に行くのではと思う。また、扶養義務調査についても、子どもや親しい兄弟など調査対象を限定できるようになればと思う。
14	いわゆる国の三位一体改革に於ける生活保護費の国庫負担の縮減の流れは、生活保護制度が国の責務で行われることから強い危惧を感じている。
15	生活保護法自体古すぎて、今の世情に合っていない。
16	生活保護法は、基本的に性善説に基づく法律と思われ、明らかに偽要保護者であっても保護の要件を満たしてしまった場合は、保護せざるを得ない。基礎年金のみの受給者はほとんどが要保護者であり、今後のケースの増加が心配である。
17	保護基準について、単身世帯では感じないが、世帯員が複数の際の生活費が一般低所得者に比して高すぎる感がある。特に当地域は所得が低水準であることから、もし一般住民が支給額を知れば、驚くのではないか。本法からの脱却が難しいことの一因と考える。
18	生活保護制度も財政構造改革の影響で大きな転換点に立たされているが、義務教育費等の問題に比べると国民の関心はあまりないように思う。制度改革については国民的議論にならないと一部の考え方だけで制度が改正され、制度の歪が大きくなって現場が苦勞することになるのではないか。
19	保護費の基準が高すぎる。もっと基準を下げて良いと考える。扶養意識の低下が目立つ。

35	補足性の原理（特に能力活用）について、保護制度として周知が必要と思う。
36	個々の保護ケースについて、各ワーカーが個別に保護にいたる経緯などを踏まえて対応していくことはもちろんだが、全国的な規模で保護に至っている原因を考え、それに応じた保護行政が果たして行われているといえるのだろうか。
37	すべて外部委託できるとは思わない（この仕事内容を民間がするとは思えないし）。せめて業務量減のために早急な人員増及び専門職としての採用を望みたい。
38	今の経済事情とからんでくることであるが、被保護者を自立させていく努力がなかなか実を結ばない状況を脱しきれていない。景気の好転、雇用の増大が待ちのぞまれる所である。
39	制度そのものも複雑だが、対象となる者（被保護者、被相談者）があまり普通でない場合が多く、相手にするのが困難である。制度を大幅に見直す時期ではないか。医療など受けられるのだから、老齢、母子の加算等はいらないと思う。保護を受けるまでは収入もなく病院へ行けなかった者が、慣れてしまうと、一般の人なら我慢するような症状でも医療づけになる。
40	「ありとキリギリス」ではないが、多くはキリギリスを保護しているように感じる。最近、自己責任という言葉が耳にする。自己責任を明確にすべき。現在のフリーター流行が未来に悪影響になると推測される。欧米の制度のように、早期自立を図る制度への変更や、生活保護以外の社会保障を充実させることが必要と思われる。このままでは日本は危ない。
41	生活保護制度自体今後引き続き存続させるべき制度なのか疑問に思っている。また、このようなアンケート調査を行っても、地方等の福祉事務所の改善にはつながらないので、このような意見は本アンケートの趣旨とは違うかもしれないが、あまり意義のないものではないかと思う。
42	保護法とはどうあるべきかの問題だが、最低保障がどんどん拡大しているように感じる。また、「自立助長」から強調されるが、これは性善説に基づいており、現実の実態とかけ離れている。保護制度は活用すべき資源ではなく、利用せざるを得ないもの。最低所得者の為の施策を充実させるべきだと思う。納税者に申し訳ないと思うことが良くあり、このままで国民の理解を得られるのか？だからケースワーカーは早く異動したいと思う。どんな生き方をしても最後は生保で救うというのはやりきれない。
43	生保業務は税務署で担当すればよい。そもそも生保自体、国の仕事である。年金担保制度で悪用している人がいるので、何とか対策して欲しい。年金資格がある人とない人で何か差別化できないものか。
44	定年退職者の再雇用制度と活用、各分野での経験者を雇用し専門性を高めることが必要。
45	生活保護の基準額が全体的に高すぎる。（母子加算、老齢加算等不要）一般世帯の人の方が基準以下で生活している人が多い。国民年金完納した人よりも、生活保護の基準が高いのはおかしい。現在、フリーターの人たちの老後の取り組みについて不安を感じる。ケースワーカーの年齢が、あまりにも若すぎる。短期で異動してしまう。就労指導といっても、保護者の場合能力が低下している人が多く雇用先が確保できない。老人世帯の被保護者は、今後ますます増加すると思われる。扶養義務者からも強制的に負担金を徴収することも検討する必要性があるのではないか。
46	ケースワーカーが抱える精神的ストレスは少なくないにもかかわらず、それをフォローする体制が整っていない。
47	現在の業務以外で、不正受給対策などとして被保護者の生活実態を興信所のようなところへ調査依頼し、その調査結果を基に保護停・廃止を決定できるようになればよいと思う。
48	生活保護は国からの通知に縛られ何かと事務量が多い。
49	生活保護の業務を外部委託するという話は初めて聞いたので驚いた。
50	上司は素人。細かい調査（事務監査でみられる）に時間をとられ、自立へのプロセスを考える暇がない。
51	生活保護については、介護保険や障害者支援費制度と違い、真実の意味の生存権の保障を、国家責任において、福祉事務所が直接行うべきである。

52	生活保護と受ける権利ばかりが重視されていて、義務が果たされていない傾向にある。生活実態把握を重視することが必要。生活保護事務の簡素化が必要。 加算の制度については他方の充実により必要性が薄いと感じられるので見直しが必要。
53	新規調査時点でどのくらい細かく調査したかによって、今後の処遇が決まってくる。調査が不十分の場合、後々問題が生じるケースが多い。新規調査を素早く正確に行うことが必要と考えている。
54	保護の基準が高く、低所得で自立して生活している人との均衡を逸している。保護の適用により、かえって就労する意欲の低下を招いている。
55	準要保護者よりも要保護者への対応が手厚いなど、逆転した状態を早急に見直す必要があると思う。
56	自分は一般事務職だが、福祉関係の資格等をもった、福祉に対してやる気のある人が適する業務だと思う。
57	①不正受給について 被保護者宅に転出していた子供が転入してきても、同居していると認めない。ヤミで仕事をしている(市町村、税務課ではわからない)ある程度までの状況証拠は、そろえられるが、警察のような捜査活動は認められていないため、本人が認めない限り、不正として処理できない。 ②住民感情
58	級地制度は不要。期末一時扶助は不要。
59	生活保護を含めた社会保障制度の抱えるさまざまな矛盾の中で、やりきれない思いをすることが多い業務である。
60	介護保険や精神保健など法がめまぐるしく変わり、それに伴い処遇も困難となってきたケースもある。
61	保護受給者は、医療費に関してほとんど金を支払わない為、受診し放題である。保護受給者にも保険証みたいなものを作り、一回あたり小額でも自己負担させたほうが、医療扶助の抑制になると思う。
62	公的な援護制度が不十分であるために生活保護制度が活躍しなければならない。このような制度では、疲労をしてしまうので年金制度の充実や社会保障の充実が必要である。
63	委託を前提の調査であるとの印象を受ける。
64	生活保護法は国の法律に基づくものであるから、当然国の責任で実施されるべきである。行政の効率化が目的なら、教育、企業融資、企画、総務などが適当である。
65	生活保護法の適用は、各ケースごとにケースバイケースであると感じる。法に基づき指導しても、行き過ぎといわれ、容認していると怠慢と批判される。また、SV、CWの資質にも大きく左右されてしまう。現在の体性は、SV1、CW2となっている。対象ケースは少ないものの、電話・窓口相談は増加している。本年度の人事異動により配置されたSV及び福祉事務所内の体制変化によって、保護行政が円滑に行かない状況となっている。人の資質に大きく左右されることを痛感している。
66	生活保護は制度として全般に手厚すぎる。発想・制度の全般に渡り旧態依然としたものを感じる。抜本的に見直すべき段階にあると思う。
67	複雑な問題を抱えた困難ケースの対応を、ケースワーカーが一人で抱えると潰れてしまう。一人で福祉のことが全部分かるわけがないので、専門知識・能力のある人材の確保等組織を変えていくことが、やりづらさをなくしていく唯一の解決策のように感じる。(法律には立ち入れないので。)
68	十分な人員体制とケースワーカー支援としての情報提供機関(方針のスーパーバイズ、処遇変更時の公平で現実的な情報。例えば病院、施設探し)が必要。保護基準が高すぎると感じたり、理由を問わないからといってまったくペナルティーなく「なまけもの」に保護を開始し、主治医意見(ケースに異常に肩入れしている人も)をたてにされると切れないなど、一般市民感情として疑問に思うことも多々ある。保護期間の限定、ペナルティーの検討など法改正が必要。

69	年金を含め福祉制度全般に歪が生じていると思う。老齢（国）年金を満額受給していても家がなければ生保基準に該当してしまう状況は福祉制度のあり方として適切でないと思う。制度そのものが長期的根本的見直しをしていないので、ドイツやイギリスの制度も踏まえ、発想転換して新しい制度を考えていく必要があると思う。
70	保護費は多人数世帯では高額すぎる。自立する意欲はなくなってしまう。「貧しいことは恥じない。貧しいことに安住することが恥じである。」
71	民間委託をすべきとは思わないが、市区町村レベルですることでもないと思っている。むしろ、国、都道府県レベルで警察または国税庁なみの専門性や権力が必要ではないか。市町村では、調査や指導の点が弱いと思う。
72	いわゆる構造改革の流れや考え方に沿った「民間委託」は、公的扶助の中では相容れないものである。（財政上の発想からの改革のため）これまで一般行政内部の人事モラルの中で人が配置され、その専門性の低下や実施体制が被保護者の増加とあいまって弱体化されている。人間の尊厳や生活保護の権利性を重視した仕組みを構築すべきである。
73	住民の権利意識は強くなり、困窮に至る経緯も多種多様化している。また、長引く景気低迷からいわゆる稼働年齢層がリストラにより失職し再雇用が難しい状況の中、保護率は右肩上がりが続いている。生活保護制度だけでなく、高齢障害者施策においても、困っている部分に対応できるような制度が望ましい。
74	生活保護は、憲法25条生存権保障に基づき国家責任の原理がある。保護費負担は、本来は国が負担すべきであり、これ以上の負担率の変更は許されないことだと思う。
75	生活保護制度は昭和25年制定以来、今日まで、真に生活困窮している方に対しては多大なる貢献を果たしてきたと思う。毎年実施要領が改正され、実情に即して対応されてはいるものの制度の根幹部分は何ら変わっていない。最近、被保護者で権利意識だけは強く、逆に義務（就労、生活上の様々なことなど）を果たしていない者が多く嘆かわしく感じる。最低水準保障と自立助長とを切り離して考えるなど制度の根本的改革が必要と感じる。
76	小泉首相の「最後は生保がある」との発言のように、政策の受け皿としか位置付けられなくなりつつある。自治体もケースワーカーを十分配置せず、ケースワーカーを放棄しつつある。他法、他施策の充実により生保へ至る以前の自立を願う。
77	近年の生活保護業務を考えると、法律によって定められている現業員1人当たり被保護世帯80世帯という基準数の見直しを考えてもいいのでは。
78	生活保護を取り巻く世間の状況がここ数年で大きく変わってきているため、新たな業務が増えたり、生活そのものを指導する必要のあるケースが増えているため負担増となっている。一方で人員の削減が自治体の側では進められている情勢で、80人：1人の人員配置も参考標準となってしまうことが、質の低下をまねくのではと心配している。ホームレスの対応から倒産した社長までケースの資産、状況も多様であり、他法に広く通じている必要性が増した。老健入所者や金銭管理の必要な者が増え、業務を圧迫している。バブル崩壊、パート労働者の増加や、ホームレス対策、介護保険制度の変更など、生活保護は常に政策的な失敗の尻拭いをしているのに、その一方で自治体の財政圧迫から今度は保護の人員の削減が進められていることは、大変危惧するところである。日本という国は、本当に最低生活を保障する気があるのか疑いたくなる所であり、憲法の本質をもっと声高々に主張すべき時だと思う。
79	外部委託を考えるより現状の問題点を整理するほうが先。制度は全国一律でも、各所まちまちな組織、対応なのだと思うが、生活保護を受けているということで、保護世帯のあらゆる問題が、生保ワーカーに集中するのは問題だと思う。まず、被保護者に保護が必要なことを自ら示してもらおう形（戸籍、課税証明書を自ら提出する。定期的に同居世帯について現況届をする。主治医と話し合い診断書を自分からもらってくる）を確立し、そのうえで福祉事務所が調査、判断するようではどうか。保護体制そのものの問題ではないが所の組織のあり方が年々変化し安定した仕事ができないのも問題である。
80	指導困難ケースが年々増加している。就労自立を考えても、社会状況等によりなかなか困難である。

81	地域や家族との関係が切れ、孤立している人は、うつ病や総合失調症や、受診はしていないけれど明らかに精神疾患を持っている人等で、このような人が増えていることを実感している。ケース分類に基づかない訪問で、関係を築くことが必要で、民間委託でワーカーへの業務が一層圧縮されて忙しくなると、関わりきれなくなると思う。他に面接業務を月2回行っている。
82	制度趣旨に現実に差がありすぎる。人権問題に発展することも多く気を使う。
83	10月31日まで、現業3人、査察指導員2人の4人体制だったが、町村合併に伴い、現業1人、兼務1人、査察1人の3人体制となった。追い討ちをかけるかのように10月23日の震災が発生し、どうしたらいいのかわげがわからない状態となった。今後が不安でたまらない。
84	「自立助長」を一口で言っても、実際はとても大変なことで、しかも、目立たない地味な業務の連続が、時に結果をもたらすものと思っている。市の福祉は、特に大変と聞いている。本気で取り組むつもりなら、人を増やすしかない。
85	外部委託については、メリットもデメリットもあるように思う。現在、福祉事務所の職員の質の低下が著しく、ケース数の増加等により、十分なケースワークもままならない状況である。そういう中で、社会福祉士等の有資格者に、ケースワークを任せていくことも今の状況に比べれば、十分なケースワークが行えるかもしれない。大阪で実施している訪問調査の非常勤職員化も、とてもよいアイデアではあるが実際にはあまり上手くいっていないと聞く。（正規職員とのチームワークが上手くいかない。被保護者と正規職員とのつながりが薄い等）。金銭給付とケースワークとの切り離しについても、メリット、デメリットがある。今後の生活保護行政について、不安を抱かずにはいられない。17年度の大規模な改正にも不安がつのる。
86	社会、家族状況の変化により、今までに想定できず、マニュアルにもない相談が増え、対応に苦慮する場面が多くなってきている。問答集は10年位前のものを使っている状況で、厚生労働省等で現代社会の多様化にある程度対応できる、全国統一版の問答集的なものを作っていただきたい。
87	無年金者や年金未納者等が最終的には保護になることを考えると、制度のあり方に問題がある。
88	軽作業可能な在宅の被保護者の通所作業所があれば、自立への訓練になると思う。
89	生活保護業務は福祉分野の中でもかなり専門的な知識、経験を必要とする業務である為、ケースワーカーは一部専門職としての配置が必要である。生活保護業務は、査察指導、ケースワーク以外に医療、介護、統計、調査、相談等多種多様かつ多量の業務がある為、その業務量を見込んだ人員が必要である。
90	兼務しているため、ケース数は少ないものの、十分な時間が取れない。生活保護業務体制の法的整備を望む。
91	景気の悪化に伴い、被保護者数や相談件数が増加する傾向がみられる。最近では、本来親族を扶養していた者自身が生活に困窮する状況に多く遭遇する。有効な国策を期待する。
92	国が一様に生活を保障するものでありながら、福祉事務所間や県の間でも、保護方法が違いすぎる。業務については、新規ケースの場合の調査項目が多すぎる反面、決定までの時間が少ない。
93	医療扶助について、ほとんどのケースが些細なことで医療を受けている。窓口で確認はするが、医師でもない人間が体のことを言うことはできないのが現実であるため、普通に生活している家庭より多く医療を受けていると思う。入院するような状態なら仕方ないと思うが、通常の外来医療には自己負担をつけるなど、考えないと不公平に思う。
94	生活保護は憲法に基づく、国家の責任業務であると思っている。よって、地方に財政も移管するのでなく、ケースワークも含め、国（国家公務員）で行うべきものと思っている。
95	生活保護制度は、世帯の自立支援が目的だが、相談の中には仕事を探すことなく仕事がないため生活ができないといった内容が増加している。納税、勤労の義務を果たすことなく、権利だけを主張する相談者。目先の金銭の動きだけを追い求め、働いたとしても収入認定で保護費が減るとしか考えられない被保護者も多く、働いて自立しようというよりも、公費でできるだけお金をもらおうとしか考えられない人が増えているのではないかと。

96	自立助成を目的とした制度であるはずなのに、保護費が高いため自立の妨げになっていると思う。特に母子世帯や稼働年齢層のいるケースについて。
97	生活保護の制度自体を考え直す時期にきていると思う。年金受給による境界層の要保護者とのズレが問題である。(年金が最低生活費を小額上回るため、生活保護を受給できないこととなる＝医療費等の自己負担が生活を圧迫することとなりかねない。)
98	制度を考えるには、現場を良く知ることが大事。
99	生活保護業務は、技術的にも精神的にも量的にも大変な業務だと感じる。5年目となった今も、業務をこなしている自信が無い。福祉専門職の採用による職員配置が必要ではないかと感じる。
100	県当局は、生活保護業務に携わりたい人を確実に採用し、「適正な人員配置」を実行すべきである。希望もしていないのに経験があるからといって安易に採用する県当局の人事にいつも強い憤りを感じている！！
101	老齢年金より多く扶助を受けているため、正直者や生保を希望しない者に対して不公平があると思う。わずかな年金で生保だけは受けたくないというプライドがある。
102	国の指導がきつく、本来のケースワーク業務が思うようにできない。
103	介護保険制度ができた頃、市ではできるだけ多くの市民の方に同制度について知ってもらい、多くの人にサービスを受けてもらえるよう働きかけてきた。しかし、生活保護の場合、「できるだけ多くの人にサービスを受けてもらう」を積極的に働きかけるサービスではないと思う。時に生活保護が自立の妨げになるケースがある。理想を言えば、他の制度の中で自立生活を確保し、生活保護は縮小されていくべき制度だと思う。そのような制度を民間に委託していくことは反対。
104	文化的で最低限度の生活基準が甘すぎる。下方修正すべき。
105	介護保険制度導入、老人医療制度の改正等により、高齢者の負担増。フリーター、無就労の若者の増大等、社会保障制度の根底が揺らいでおり、現状の制度維持は近い将来困難と思われる。
106	国、県が実施する監査は必要であると思われるが、表面的な監査では根本問題解決にはならないと思う。人的な援助をし、その自治体が抱える諸問題を掘り起こすことが重要であると考える。
107	世帯ごとにいろいろな問題があり、処遇について判断に困る事例がある。
108	対象者が居住地を転々としている場合の預貯金調査を包括的に行う。(当市の場合、居住地であった自治体に電話連絡をして調査対象金融機関を調査している。)
109	全体的に見て、最低生活費の基準が、一般家庭と比較しても高いのではないかとと思われる。家族の人数が多く、加算がつく場合では、被保護世帯の収入のほうが一般世帯の手取り収入を上回る場合もあるので、基準の見直しの必要性を感じる。幹部と現場の福祉行政に対する価値観の温度差があるように思う。
110	ワーカー自身が問題を抱えてしまうことが多く、組織的対応ができない。
111	所員の定数を減らす。(チームワークに重点をおく) 専門職の採用をすべき。 法律の改定や書類作成の増により、業務が多忙となっている。当事務所では、月1回業務改善の為、検討会議を開催している。
112	全行政等職員が一度は携わるべき。このアンケートが活かされるのか？
113	最低生活費の金額が高すぎる。
114	生活保護業務は法の定めのとおり最低生活での保障と自立助長がその柱であると考えますが、自立助長面については、保護継続の過程で「いかに自立するか」よりも「いかに保護を継続するか」といった意識に支配されているケースも見受けられ、対象者も固定化するなど、稼働能力を有する被保護者が自立意識を持ち続けること、またその高揚に苦心するところである。一時的に経済困窮に陥った申請者に受給の門戸を広げる一方で、稼働能力の活用不十分と認められる被保護者には適用年数の制限を設けるといった措置を講ずるなどし、柔軟な対応を図れる制度となるよう望んでいる。
115	生保ケースワーカーの地位の向上と専門性の確保。自治体当局の業務に対する理解不足。

116	保護世帯の急増、ケースの抱える問題の深刻化が進むのに対し、ケースワーカー、SVの数は増えず、一人一人の負担が実務的にも、精神的にも大きくなっている。基本である家庭訪問すらままならず、十分な処遇ができない状況である。
117	老後のことを考えて年金を払ってきて、やっと受給できるようになれば収入認定。一方で稼働年齢で就労できるのに資力等を活用しないものとの矛盾を感じる。新規でリストラなどで生活困窮となり、保護となり、その後自立に向けての指導を行っても全く従わない。一旦保護になると強いものである。権利ばかりでなく、義務もしっかり果たして欲しいものだ。病気でもなく就労可能者が、指導に従わずズルズルと保護を継続する場合、医単にして生活費は計上しない方向に持っていけば、少しでも働かなければという気持ちになるのでは。現在、査察指導員は兼務になっている。対応策が見出せない処遇困難ケースや対人業務でストレスを感じない日はない。査察指導員専属になればいつも思っている。
118	生活保護の常識と世間一般の常識の間には大きな乖離があるものと思われ、ケースワーカーとしての立ち位置をどこに置けばよいのか非常に難しい。
119	民生委員との連携、市町村との連携の大切さを感じる。
120	自立支援のためには、高年齢者、軽度の障害傷病者による職の提供支援が必要だと思う。
121	制度の抜本的な改革を早急にする必要がある。
122	現在の保護業務を取り巻く状況と比べ法制度や基準があっていないと思う。また、最低生活保障ということからなのか受給者の権利が尊重され、一度受給するとなかなか自立することが難しくなる。もう少し自己責任という観点を入れ、厳しくしてもよいのではないかと思う。
123	失業や無年金等社会情勢のため新規ケースが増加し、限られた時間では業務を行なうには不可能に近い。また日々の面接等負担も多く、体力的にも精神的にもつらい。生活保護行政については、最低生活費の基準が高く、国民年金受給者より金額が多いのは、おかしいのでは。また多種の加算が多く、最低生活費を基準に考えると、自立は不可能である。担当者が日々矛盾を思っている生活保護制度自身に問題が多く、抜本的な改革を考えてもらいたい。
124	各種加算、多人数世帯の最低生活費が高く認定されており、自立助長を阻害していると思われる。また、医療費に一部負担金を導入し、無駄な受診を抑制すべきである。全般的に一度受給すると既存権と思込み、自立しようという意欲を持つとしない世帯があまりに多く、指導の限界を感じる。
125	本町では、福祉事務所がなく生活保護業務については、多くが都道府県の機関が行っている。
126	市民や国民からの生活保護制度への目は厳しく、役所の責任として適正な実施を求められることが多くなっている。この様な状況で、外部委託の論議が安易に行われることに疑問を感じる。まずは今の実施体制のあり方をきちんと見直すべき。
127	この仕事を負担に思う職員が、チームの中に増えると事務所全体のモチベーションが落ちてしまう。査察指導員も含めて、もっとチームで処遇ができるような体制をとって欲しいと願っている。
128	複数名での生活保護費が高額すぎる。Ⅰ類の計上をⅡ類と同計算にすべき。また、母子加算は全く不用。
129	生きるための最後の砦と考え業務を行っているが、保護を受けた後、自立できるケースはほとんどいない。水際対策を考えてほしい。雇用の確立、他法の充実（貸付制度）、関係機関の協力体制の強化。
130	保護員の基準が高いと思う。自立できない一因になっている。医療費10割給付のため、不要な受診が多い。年金担保者による保護受給を繰り返す人が多いので、制度を見直すべきである。不正受給が多い。CWやSVの努力のみでは防止できない。
131	適正な実施に向けて業務に当たっても十分にできないもどかしさを感じる。
132	現在の生活状況は、本当に今の生活保護法と合わない部分が多い。細々な見直しではいけない。
133	最低生活費の基準が地域における就労収入に比べて高いため、自立指導がしにくい。医療費の自己負担がないため、扶助の増大に歯止めがきかない。

134	保護の制度や基準、要否のあり方など、広く国民の目に公開し、制度の実態について認識を深めてもらうことが、制度改革を考えるのであれば必要。生活保護制度について触れるのを一種のタブーと考えている現状では、本当に保護が必要な人に救済の手が差し伸べられることがなく、保護の必要がないものが長期に渡って保護を受け続けるといった悪弊は改まらない。又、国民年金の満額支給額が保護基準を下回っていることも問題である。
135	制度自体に抜本的な見直しが必要。消費実態調査に基づく5年毎の改正を行うなら、保護の期間も有効期限を設定したり、医療費の増大を防止するための一部費用の負担の徴収を考えるべき。
136	ずっと感じていることだが、「受けやすく出にくい」制度になってきている。特に自立助長という側面については十分な役割を果たしていない。市民の意識の変化（良くも悪くも権利意識が強い）高すぎる（特に母子）。私も手取りでは、子ども2人いれば保護世帯？とってしまう）。ケースワーカーの指導、指示、権限の少なさ等色々原因は考えられるが、「国」のハローワーク、「県」の保健所、市（県）の福祉事務所、「民間」の病院との融和を図っていくことが必要である。
137	地方は国から押し付けられてやっているように感じる。本来は国が行なうべき制度。
138	事務量が多く、ケースを自立させていくための時間が持てない。また制度そのものが時代に合わず、資産を使い果たさないと保護にならない等ある。そうすると、自立するには相当な努力や支援が必要。法改正等を強く要求する。
139	若い頃より年金をかけずに生活していた人と年金をかけていた人との生涯にわたる公平さをなくさないように努力すべきだと思う。（傷病等で働けなかった人は別にして、ある程度の収入があって暮らしていた人の場合）また、老齢加算金や母子加算金はもちろん冬季加算金や期末一時金の支給も必要なのではないかと思う。
140	当事務所においては適正実施に全力で取り組み、ある程度成果を上げることができていると自負しているが、他の事務所において生活保護申請に至った経緯も深く把握せず簡単に受給できていると思われるケースがいくつもあるため、年金制度と合体する方法を考えた方が結果、人件費の削減などに繋がると思う。
141	何の権限もなく全てにおいて中途半端で調査が難しい。
142	学資保険訴訟でも感じたことだが、国はもっと国民生活の実態を鑑み基準の作成に取り組んでほしい。
143	調査結果の送付をお願いしたい。
144	生活保護費の基準額（加算も含めて）が高いと感じる。被保護世帯でなく生活をしている人の方が現状が厳しいと感じることもある。そのため、自立に結びつかないことに合点がいかない。
145	保護基準額が高すぎるため自立を阻害している。
146	保護基準が高すぎる。
147	被保護者が不正をした場合の対応がある。扶養義務者の扶養指数が高いにもかかわらず、仕送りをしない。
148	社会情勢の変化や、ニーズの多様化から、保護業務に携わる者たちへの負担は年々増加している。個々の負担を軽減させる為にも社会福祉法による定数の改定や、査察指導員にも定数を設けるなど、具体的な数値を公示されたい。
149	時代に合致した制度になればよいと思う。
150	現代社会においては、精神疾患を有するケースや、失業、多重債務、DV等抱える問題が複雑化、深刻化しているように思える。よって、各世帯に対するケースワークも難しくなっていると考えことから、1ケースワーカー80世帯担当という厚生労働省の指標も、業務に支障をきたし始めているのが実情。このことから当該指標を見直してもらう必要があると考える。種々の福祉論を知識とする必要があることから、大卒であっても社会福祉主事の資格は新たに修得する必要があると考える。
151	稼働年齢層で生活保護を受ける人は、強制的に能力開発プログラムを受けさせるよう、福祉と雇用開発を合体すべきではないか。ただ「職安へ行きなさい」という指導では限界がある。

152	保護申請時の手持ち金は最低生活費の2分の1まで手持ち金として認め、保護費の算定から除外されているが、最低生活費の1か月分は手持ち金として認めてよいのではと思う。自立可能世帯については、ハローワークの訪問指導を行い毎月世帯訪問して就労を促している。自立支援プログラムの導入により、就労世帯が増加する効果はないと思われる。50歳以上は雇用先が全くない状況である。人間が相手であり、ケースワーカーとの人間関係の上に指導援助に対する業務が円滑に行われている。町村が市に合併し、業務委譲となるが市においてケースワーカーの人員が増えていない状況である。
153	就労指導については、職安の協力をあまり得られず、効果が上がらないケースもある。(本人の性格等に問題がある場合が多いが)子どもが多い世帯では、月額29万円を超える。一般に月額20万円以上の手取りのある家庭はどれほどあるのかと思う。
154	制度の主旨はすばらしいが、現実には、人もダメにする制度。根本的な見直しが必要。適正な人員配置を。
155	生活保護制度による生活を充分と考え、就労の意欲に欠ける、若しくは、全くない者に対する就労指導が非常に困難である。勤労し得た収入よりも最低生活費の額が高くなり、就労意欲の後退につながっていると感じるが多々ある。
156	制度を悪用し、詐欺まがいのことをする人、反対にしてあげたくても(必要だと思われる援助)制度上できない場合があり、対応に苦心している。
157	矛盾(制度自体)を感じるが多々ある。
158	業務の効率化など、なじまない制度と解している。もし、委託等になった場合、地方公共団体は現在の一般(特別)指導監査程度のチェックのみで、被保護者の声を聞くこともなく、一部負担(現在は1/4)今後増額を強いられる恐れがあり、住民の理解が得られるか疑問がある。まず、効率化、委託を考える前段で地方公共団体より移管事務を改めて、国の責任において国民の生活及び自立促進に向けた取り組みが必要と考える。
159	被保護者の中には権利ばかりを主張し、義務を果たさない人が多いように感じる。倫理的な部分で彼らと意見が合うことはないが、要保護状態である以上日々接していかなければならないことに対し、ストレスが溜まる。
160	ケースワーカー不足。
161	平成12年4月から導入された介護保険に関する事務が煩雑すぎる。国保と同じく適応除外にして欲しい。
162	車(軽四輪)の保有など、現状に合わず、机上の理論のみで決定されているものがある。
163	生活保護法は本来性善説で成り立っていたが、昭和56年123号通知を機に性悪説の考え方に立ち、あらゆる調査を行うようになった。会計検査院、厚生労働省監査によるきめ細かな指導などにより、調査等を含め業務が増大している。十分な家庭訪問による助言指導がおろそかになり、事務的処理に終始している。隣接する市福祉においては人権侵害まがいの指導が行われ、一方的に生活権の侵害が当然のごとく行われている。
164	過去、政治的な流れや財政問題の原因として、マスコミ等で一部保護世帯の生活のあり方が問われることが度々あった。一部の人の問題であったにもかかわらず、全体であるかのような状況を報道し、保護受給者をマイナーな人たちにしまい、現場は対象者の話を聞くことよりも、調査主義へと業務を変えていった。現実はどうか。年金制度が充実すれば、保健福祉関係法が充実すれば保護世帯は減少すると思われる。これらの対象者を生活保護がしっかり支えているのが現実である。そのことを正しく評価し、その上で生活保護のあり方を議論すべきである。識者の中には、生活保護法が金属疲労を起こしている、見直した。と言われているが行政は積極的に対象者に働きかけをしてきたらどうか。福祉の窓口は広く開けられていたらどうか。疲労を起こさないように窓口を狭くしていたのではないか。担当者の立場からは、より一層の他法の充実を求めつつ、現行法でしっかり対象者を支えていくことが法の目的達成に通じるものと思う。
165	本人が自立する意欲がないのに、自立に導くのは、現行法や現行実施要領では難しい。生活保護世帯が一般納税者世帯より優遇されている面がある。

166	各種加算を含め、保護基準の見通しを早急に検討すべきである。
167	生活保護を受けている方、扶養義務者、関係者（医療機関、議員）等の中には、権利意識が強く、義務感や責任感に乏しい人もいる。人間として許し難いケースもあり、ストレスにつながっている。特に、扶養義務者には、親子兄弟でありながら、他人以上に冷たい関係が多い。保護費の加算、医療扶助など保護を受けていない方から見れば納得できない制度が多い。年金を全く納付していなければ、保護を受けることができ、年金を苦勞して納めれば保護にならない。
168	制度自体が、一般市民と被保護者、また被保護者間の公平さを保てていないと思う。もっと開かれた制度にするためには、保護に一定期間をおいて認定が切れるような更新制度を取り入れたり、保護の決定（開始・停止・廃止）の判断に第三者機関の意見を聴取するなど、一般市民にも分かりやすい納得のいく制度にすべきだと思う。
169	生活扶助基礎算定の抜本的な見直しを要する。例えば、単身世帯の基準では生活は厳しく、母子の多人数世帯では生活に余裕があると思われる。現業員は、普通3～5年で異動により交替するが、生活保護業務は専門知識を必要とする事が多く、また個々のケースへの対応も長年の経験を必要とすることもあり、現業員の専門職化が望ましい。
170	長引く不況の影響や犯罪の増加及び高齢化に伴い、生活保護新規相談件数が増え、また、その相談内容も多様化してきていることから、保護の要否判定の際、各福祉事務所及び各ケースワーカーで違いが見られるように見え、何等かの対策を検討したほうが良いと思う。
171	複数世帯に保護の扶養費が高すぎる。
172	経験年数が必要な職業であり、警察など他の機関との連携がとても必要だと感じている。
173	入りやすく出やすい保護制度に改正がなされないものかと思う。保護世帯のほうが優遇されてしまう面があり、自立意欲をそいでいると思う時がある。
174	生保行政、年金問題、補助等問題、扶養問題で現法と現実の対応にギャップがある。
175	「生活保護を受けている人は働いてはいけない」といった、誤った知識を持っている一般の方が結構多いような気がする。また、障害者加算のように今ではそれだけの需要があるかが分からなくなった加算もあると思う。また、最近事業の数が増え、本来のケースワークに割く為の時間が十分に取れなくなってきているように思う。
176	生保のケースワーカーは、公務員の3Kの一つと思われる方が多いように思う。しかし、それは現状でのケースワーカーが人員不足で業務が過重になっていること、ケースワーカーに対するメンタルヘルス対策が十分認識されていないことなど、職場環境の悪さが原因ではないか。じっくりと時間を掛けて、一つ一つのケースと取り組んでいける状況であれば、手応えもあり、やりがいのある仕事だと思う。
177	一旦、保護を開始すれば、自立（廃止）させるのが難しい。先だって、老齢加算が見直されたが、他の加算についても検討が必要なのではないかと思われる。
178	生活保護法の見直しが必要。年金を納めずに、将来は保護を受給するという人もいる。自己責任の位置づけも必要ではないか。
179	基準額の見直しが必要。障害者加算は必要ないと考える。障害者福祉法により重複する部分が多い。また、I類の算定基礎が理解できない。世帯全体の食費について、現状把握がなされていない。世帯員数、年齢構成による一類の必要性が現状に合わない。
180	一度保護を受けると、甘えてしまい生保に依存し、自立につながらなくなるケースが多い。いかに自立までもっていくかが非常に難しい。
181	国の責任として、福祉、雇用等専門的な知識のある人が、継続的に業務に係わることが好ましいと考え、地方公務員が対応しない、民間委託しない。 被保護世帯の医療費を削減させる施策の重要性を感じる。
182	生活困窮者を救済する制度であり、該当者にとってはとても良い制度と感じる。但し、若い時自分勝手な生活をし、公的年金未加入、未払い不労働等で、高齢期に病気等生活困窮にて生活保護制度利用者となるケースが多い。このような層に対する事前の社会的関り方を検討する必要を感じる。

183	国民年金の支給額と生活保護最低生活費との関係。(40年間国民年金を納付した方の年金支給額が、老齢加算などを加えると生保者の最低生活費を下回る現状に疑問を感じる。)
184	生活保護業務に限らず福祉業務については、専門職の必要性を強く感じる。また、三位一体改革による、地方財源の負担増は、現場の状況に逆行するものである。
185	非常に幅広い知識や関係者、機関との迅速・的確な調整能力を必要とする業務であるが、対応できる人事配置になっていない。車保有否認など、あまり意味のない規制のために労力を費やしている。交通事故示談金の63条返還の資力発生時点の取り扱いは、現実的でない。敷居が高すぎ活用しにくいし、事務処理の手間もかかりすぎる。
186	勤続20年を経て、初めて福祉分野に異動になりケースワーカーになった。生活困窮者の目線に合わせることに戸惑い、どなり散らす被保護者の対応に苦慮する日々だった。3年が経ってやっと少し余裕をもって対応できるようになった。公務員の中でも非常に特殊な分野。人の人生に関わる重みを感じながら自分に出来ることにも限界がある。3~5年で他の仕事に異動になるので、自立の為の援助指導の継続は出来にくいのが現状。むしろ生活保護業務全部を外委託して、福祉を十分に熟知したプロの専門分野として確立させたほうが良いのではないか。
187	制度のあり方については、机上論ではなく、もっと地域の特性を重視したかたちで検討してほしい。アンケート調査については、調査対象者の選定が曖昧である。専任経験2年以上全員ということであれば、所属長宛て正式文書でお願いしたい。
188	自分自身、経験年数は4年目だが、保護者のために良い指導ができているか不安である。今後も係全体でケース検討会等、勉強しながらよりよいケースワークをしていきたい。
189	小さな市で、生活保護のケースワーカーを行うことは、地域の行事、学校その他色々な場所で保護者と会う機会が多く、困惑することも多い。
190	権利ばかりを主張して、義務を果たさない。大家族(特に母子)の最生費は見直したほうが良い。
191	クライアントに対する指導に限界を感じる場合がある。ホームレス(浮浪者)に対する施策は、国の責任でやるべき。事務量が増えて余裕をもったケースワークができない。社会(景気)情勢と施策が矛盾している。
192	同じ給料で、この仕事本当に異動したい。もう5年もなる。内部で怖いおばはんと言われ、誰も好きでしていない。電話番号だって載せてない。近くで買い物もしていない。ケースは入れ代わりたち代わり問題を起こす。夜も気が休まらない24時間営業。わざわざ国から指導に来てくださらなくてもどうぞ直営でして下さい。この被補助費を下げ、対応の仕方では裁判を受けるようではおかしい。本来の困った人や、障害の人が対象ではないだろうか。怠け者や、ずるいものばかりではないか。こんな人たちが、こんな人たちに、私達の税金を注ぎ込むなんて。国が勝手に決めて膨大なものとした国債と同じではないか。経済的に許したら仕事やめたい。来年は絶対異動するぞ!!!嫌がる仕事だけ移管するな!その反対で返す仕事も受け入れて欲しい。
193	夫が不在になり人数減になったにもかかわらず、母子加算の認定で支給額が増になったり、多人数の場合かなり高額な支給額になる。一般世帯での手取りを比較すると???という感じ。働ける者も働かずいるのは十分保護費で生活できるから、年数により少しずつ減額しても良いのでは。若いときに年金の保険料も納めず、遊びに使い、年金をもらえずに保護費を受給するのは、一生懸命納めている人にとったらおかしいと思う。年金を納めている人が気の毒である。確かに一生懸命頑張っている人もいるが、実際現場では保護をあてにしている人が多いのが現実。
194	就労指導、主治医訪問についての業務は、他の行政分野にはあまり見受けられないぐらい無理難題が多い。→実施要領通りにはいかない面がある。生活保護基準全体が高いため、増加が著しく業務が忙しい。
195	生活保護は自立の助長を目的としているので、自立の可能性がないと思う人は別の方法で援助し、生活保護と区別した方がよい。

196	保護費の限度額（上限）の制定が必要と考える。
197	保護者の権利と生活保護法に矛盾があると思う。法が細かすぎる。国民の義務を果たさなかったが為に生活受給している者が多々いる。このような者に保護が必要であろうか。保護するにしてもペナルティーがあってもいいと思う。
198	基準及び程度について、決定のあり方を見直してはどうかと考える。現在の規定では、生保扶助1類の金額を積み上げるようになっており、そうすると多人数世帯では保護費が相当多額になる。場合によっては、生活保護世帯が一般世帯を上回る生活費を得ることがあり、住民からの苦情の一因になっている。
199	生活保護業務は、幅広い知識と経験の積み重ねにより、質の高い支援や指導を行うことが可能となる。しかし、経験のない公務員が人事異動までのわずかな数年間携わり、別の担当に交替されるというシステムのため、支援・指導にあたっては、決して十分なものではない。公務員が行う業務の中では、複雑かつ専門性を有し、特異な業務であると言える。民間団体への委託が早く実現されることを望む。
200	生活保護業務を民間委託することについて今まで深く考えることはなかったが、担当機関の専門性が不足している現状を考えると、民間委託は今後必要になってくると思う。
201	法の制定時の社会状況と現在の社会状況では、実態が違いすぎる。厚労省は主管省庁として現状把握に努めるべきと考える。法の基本から見直すことも必要ではないか。
202	生活保護業務が現状保持できるのは行政の手にあるため、民間に委託された場合、保護の決定、親等に問題がでるのではないかと思われる。
203	ケースワークはどうしても福祉の立場であるため、指導や調査に限界がある。福祉事務所のケースや関係機関に対する権限を強化する必要がある。保護基準の高さや、医療費無償、期末一時扶助、特別控除など、基準として見えてこない部分の低所得者との逆転現象の是正の必要性を感じる。
204	生活保護は国の制度なのだから、国が10割負担すべき。保護受給者の社会参加、就労意欲を低下させる制度になっている。最低生活の基準額、加算額が高すぎる。
205	生活保護費が高すぎるという世論につなげる面が多々ある。年金のみで生活している方とのバランスが崩れている。
206	左遷用職場になっている。新規採用者が極めて配属されやすくなっている。研修体制が不十分。
207	ソーシャルワーカーの専門職としての地位を明確にすべき。知識のない科目主事では、対人援助技術が不足しすぎている。また、組織としても重要性を理解していない。
208	申請しやすく、自立させやすい制度改正が必要。
209	世帯人数が多い世帯に対する保護費の基準が高いため、上限を決めて支給するなど、地域住民が納得できる生活費にしていくべきと考える。
210	人件費を含めて国庫負担率10/10で実施すべきものであり、ケースワーカー数も法で規定してほしい。
211	個々のケースに応じて、それぞれの方針があるため、公平性が確保されているのか判断しにくいことがあり、精神的な負担を感じることもある。また、金銭的に高額な扶助費となる場合も、保護を受けていない人との均衡という面で疑問を感じることもある。
212	経済状況の悪化を背景に増加傾向の現状は、国全体のあり方の根本がすでに歪みの状況である。我々の実務の難しさは、相談、申請から決定までの間が特に重要で、真に保護が必要かどうかを見極めることである。相談段階や努力の結果現在に至ったのか、怠けての結果か！というのも、昔と違い若年化していることである。これが申請書を渡せるか渡せないかだ。申請が出れば、数10ヶ所への調査の実施、疑念の照会など業務がどっと増える。この間、一般業務、家庭訪問も予定通りに進行しない。事務的に処理できないことだらけである。ここには書ききれない。
213	保護が手厚すぎるという側面もあると思う。傷病障害のない受給者に対して期限を定め、一定の期限で打ち切りになるような思い切った改革も検討して欲しい。